

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限り、イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和3年4月1日（ただし、同欄イ(キ)欄については令和3年12月16日とします。）時点のI P 通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限り、以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和3年4月1日（ただし、同欄イ(キ)欄については令和3年12月16日とします。）以降、その区分ごとのI P 通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合に限り、イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる令和3年4月1日（ただし、同欄イ(カ)欄については令和4年2月28日、(キ)欄については令和3年12月16日、(ク)欄については令和4年1月31日、(ケ)欄については令和4年2月28日とします。）時点のI P 通信網終端装置（I P o E方式で接続するものに限り、以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、I P o E接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和3年4月1日（ただし、同欄イ(カ)欄については令和4年2月28日、(キ)欄については令和3年12月16日、(ク)欄については令和4年1月31日、(ケ)欄については令和4年2月28日とします。）以降、その区分ごとのI P 通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	—	—	—
(4) 関門系ルータ交換機能	—	—	—

2 料金額
2-4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)	—	—	—
(4) 関門系ルータ交換機能	—	—	—

	う機能	イ 第5条 (標準的な 接続箇所) 第1項の表 中第7欄で 接続するも ののうちI P○E方式 で接続する 場合	(ア)～(オ) (略)	(略)	—	—
			(キ) (略)	(略)	—	—

	タによ り通信 の交換 を行う 機能	イ 第5条 (標準的な 接続箇所) 第 1項の表 中第7欄で 接続するも ののうちI P○E方式 で接続する 場合	(ア)～(オ) (略)	(略)	—	—
			(カ)京都府内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,195,916円	I P ○ E 接続 を利用している協定事業者 に適用しま す。
			(キ) (略)	(略)	—	—
			(ク)岐阜県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,119,416円	I P ○ E 接続 を利用している協定事業者 に適用しま す。
			(ケ)三重県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	2,195,916円	I P ○ E 接続 を利用している協定事業者 に適用しま す。

附 則 (令和3年10月19日西設相制第000131号)
この改正規定は、令和3年12月27日から実施します。